

総合病院 津山第一病院

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人平野同仁会が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下、「通所リハビリテーション」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーションは、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 提供する通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 総合病院 津山第一病院
- 2 所在地 岡山県津山市中島 438 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 通所リハビリテーションに勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、通所リハビリテーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1名以上
診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション計画を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態等を把握する。
- 3 理学療法士又は作業療法士等 3名以上
医師と連携して、前号のリハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 4 介護職員 1名以上
医師等の指示のもと、第2号のリハビリテーション計画に従ったサービスを実施する。また、サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(営業日及び営業時間)

第5条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日

ただし、盆、年末年始（12月30日から1月3日）及び国民の休日は除く。

2 営業時間

午前8時30分から午後17時30分

3 サービス提供時間

【1単位目】

午前9時00分から午後10時30分

【2単位目】

午前11時00分から午後12時30分

【3単位目】

午前14時30分から午後16時00分

4 延長サービス時間

実施しない。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 本通所リハビリテーションの利用定員は、30名（1単位につき）とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

1 機能訓練

2 健康チェック

3 送迎

4 その他の介護の提供

5 介護に関する相談援助

(通所リハビリテーションの利用料その他の費用)

第8条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、通所リハビリテーションは利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は次のとおりとする。

① おむつ代、その他の日常生活費： 実費

3 通所リハビリテーションが利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 通所リハビリテーションが利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載した、領収証書及びサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

5 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払いを受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は、津山市（北小学区、南小学区、東小学区、西小学区）とする。実施区域外については相談のうえ対応を検討する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が通所リハビリテーションの提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに通所リハビリテーションの従業者に連絡すること
- 2 通所リハビリテーションの設備・備品を利用する際には、通所リハビリテーションの従業者の指示に従うこと
- 3 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと

(非常災害対策)

第11条 通所リハビリテーション及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。

- 2 通所リハビリテーションの従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかなければならぬ。
- 3 通所リハビリテーションの従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 通所リハビリテーション及びその従業者は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行わなければならない。

- 2 管理者もしくは通所リハビリテーションが定めた従業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録しておかなければならぬ。

(居宅介護支援事業者との連携)

第13条 通所リハビリテーションは、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
 - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないと認め、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
- 2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第14条 通所リハビリテーション及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第 15 条 通所リハビリテーション及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第 16 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、通所リハビリテーションに苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号の措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 18 条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急でやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむをえず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急でやむをえない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施し非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 第 7 条第 1 項第 1 号の通所リハビリテーション計画、サービス提供記録（診療記録を含む。以下、同じ。）については、それらを当該利用者に交付する。

3 第 7 条第 1 項第 1 号のリハビリテーション計画、及びサービス提供記録、第 12 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 13 条第 2 項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから 5 年間保存する。

4 都道府県、及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 平野同仁会と通所リハビリテーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

平成 27 年 8 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

令和 1 年 10 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 5 月 1 日 一部改正

令和 3 年 10 月 1 日 一部改正

令和 4 年 10 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 16 日 一部改訂

令和 6 年 6 月 1 日 一部改訂